

いじめ対応フローチャート

船橋市教育委員会指導課
Funabashi city
Board of Education
Supervising Section



いじめは決して許されない Say NO to Bullying.

どの子供にもどの学校にも起こりうる Bullying can happen to any child, in any school.

1. いじめの 情報を入手

《いじめの情報源》

- 児童生徒・保護者からの訴え
- アンケート
- 日常の観察
- 教育相談
- 周囲からの情報
- 児童生徒間トラブル 等

情報を得た教職員

2. 組織的な 実態把握

学年主任

生徒指導主事(主任)

《学年で情報共有》

※状況確認及び各職員から、
気になる状況等を集約

管理職

※いじめ対策委員会の招集・指揮
※状況により指導課へ一報(情報共有)

3. 指導方針・ 体制の決定

《いじめ対策委員会》

- ①入手した情報の報告・共通理解
 - ②調査方針・役割分担等の決定
 - ③調査・聴き取りの実施
 - ④情報集約・事実関係の把握
 - ⑤調査資料の整理・保護者への連絡
- 【重大事態か否かの判断・認知】
※被害児童生徒・保護者に詳細を確認、教育委員会へ報告
(教育委員会が調査主体を決定)

教職員【職員会議】
(報告・共通理解)

保護者
(説明)

教育委員会指導課
(報告)

※警察

※いじめ事案の内容によっては、
警察署に相談・通報し連携する。

4. 組織的な 指導・支援

指導・支援

保護者
(適宜連絡)

継続指導・経過観察

教育委員会指導課
(適宜報告)

解消

※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、3か月以上継続していること。
- ②被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。